

「公衆浴場における水質基準等に関する指針」が一部改正

厚生労働省において定められている「公衆浴場における水質基準等に関する指針」が一部改正されました。

浴槽水に関する項目が「大腸菌群」から「大腸菌」に変更され、令和7年4月1日から適用されました。内容については、以下を御覧ください。

改正前

第4 浴槽水の水質基準及びその検査方法は次の各号に規定するとおりとする。

1 水質基準

ア・イ (略)

ウ 大腸菌群 (グラム陰性の無芽胞性の桿菌であって、乳糖を分解して、酸とガスを形成するすべての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。) は、1個/mL以下であること。

2 検査方法 ア (略) イ 大腸菌群の検査方法



改正後

第4 浴槽水の水質基準及びその検査方法は次の各号に規定するとおりとする。

1 水質基準

ア・イ (略)

ウ 大腸菌は、1個/mL以下であること。

エ (略)

2 検査方法 ア (略) イ 大腸菌の検査方法

改正内容については、以下のファイルを御覧ください。

[【厚生労働省】公衆浴場における水質基準等に関する指針の一部改正について \(公衆浴場における衛生等管理要領等について\) \(令和6年12月18日\)](#)